

第21回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成30年6月19日（火）10:00～10:45

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

林参事官、大島企画官、佐久間参事官補佐

資源エネルギー庁

丸田原子力政策課課長補佐

4. 議 題

(1) IFNEC（国際原子力エネルギー協力フレームワーク）運営グループ会合の結果概要について

(2) 四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可について（答申）

(3) その他

5. 配布資料

(1) 2018IFNEC SG結果 委員会報告案

(2) 四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可について（答申案）

参考資料

(1) (添付資料)2018 SG Agenda

(2-1) 四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号原子炉施設の変更）に関する意見聴取

(2-2) 四国電力株式会社伊方発電所の設置変更許可申請（概要）

6. 審議事項

(岡委員長) それでは時間ですので、ただいまから第21回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が、IFNEC（国際原子力エネルギー協力フレームワーク）運営グループ会合の結果概要について、二つ目が、四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可について（答申）、三つ目が、その他です。

本日の会議は、11時を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) 議題1、IFNEC（国際原子力エネルギー協力フレームワーク）運営グループ会合の結果概要でございます。

説明につきましては、出張者である事務局の大島参事官、及び資源エネルギー庁より丸田原子力政策課長補佐にお越しいただいておりますので説明をお願いいたします。

(大島参事官) 内閣府原子力政策担当参事官をしております大島でございます。

本日は国際原子力エネルギー協力フレームワーク、IFNECの運営グループ会合、ステアリンググループ会合が5月30日にパリのOECD/NEAで開催されましたので、その結果について概要を報告をさせていただきます。

資料に基づきまして概略説明をさせていただきます。先程申しましたとおり、会議は5月30日に1日かけてOECD/NEAの会議室で開催されております。

本会合の参加状況、主要な参加者でございますけれども、正式メンバーから15か国、オブザーバーから4か国、国際機関から4機関、事前登録者数では52名ほどの参加登録があったというような会議でございます。

主要な参加者としたしましては、IFNECの現議長でありますアルゼンチンのガダノ・エネルギー鉱業省の次官を筆頭としたしまして、副議長国としたしまして日本、フランス、中国、それから前の議長国でありますアメリカなどが参加をしております。

なお、日本の方は内閣府の進藤審議官が、このIFNECの副議長とワーキンググループの共同議長でございますけれども、今回は所用のため、私が代理として出席をしております。

3番目、結果概要でございますけれども、本日の会議の主要な議題については、IFNECの運営の規約、通称ACTION PLANと申しておりますけれども、この文書の改定について、ガダノ議長から提案がございましたので、それを中心に議論がなされたというところでございます。

具体的には、今ありますACTION PLANをGovernanceと申します、いわゆる運営規約とWork Planと申します今後の活動計画という二つの文書に分割し

た上で、現状に即した形で改定してはどうかという提案がございました。

具体的には、後半でございますけれども、①番目のところでIFNECのGovernanceの中では、IFNECのIのところがIntergovernmentalという形だったのでございますけれども、これをより広範な、特に、非政府組織の参加というものを具体的に可能とするというような提案でInternationalなフレームワークにしたいと。それから、この会議、上位機関といたしまして執行委員会というものがございますけれども、その参加レベルの、文言上ではございますけれども、閣僚級から上級行政官レベルへ、また議長・副議長の任期についての規定というものも提案をされてございます。

続きまして、丸の2番目、Work Plan（活動計画）についてでございますけれども、これはより柔軟な活動というものを目指して、2年間の活動目標を定めた上で、この目標に従って運営してはどうかということ。また、議長から現在、議決機関といたしまして、先程言いましたように、執行委員会と運営グループに分かれているわけでございますけれども、これについての統合してはどうかというような提案がございました。

各国から活発な意見というものが出されましたけれども、今回結論は出ておりませんで、更に参加各国から議長の提案についてコメントを事務局が集約をいたしまして、11月にこのステアリンググループ会合と、それから上位機関であります執行委員会、Executive Committeeの開催が日本で予定されておりますので、そこで再度議論をしようという形になってございます。

それ以降、主な活動報告でございますけれども、まず（2）番目でございます。日本、米国、カナダがリードをしておりますけれども、原子力イニシアチブNICE Future initiativeという活動がございまして、これについて共同でプレゼンテーションをしております。このプレゼンテーションでは、隣にございますけれども、経済産業省の丸田補佐も中心の一人になってございまして、この中で報告をさせていただいたということでございます。

具体的な内容といたしましては、その下の①番目でございます。このイニシアチブはクリーンエネルギーの普及における原子力の役割について広くエネルギー関係者との対話を行うということを目的といたしまして、原子力のベースロード電源としての役割でございますとか、先進的な次世代原子力技術・原子力の革新的な応用というものをスコープに含めているということで、現在の参加国といたしましては、リード国のほかにイギリス、ロシア、UAE、ポーランド、ルーマニア、アルゼンチンという形でございますけれども、今現在、複数

国が参加の関心というものの表明をされているというところでございます。これについても先程申しました11月のEC・SG会合に合わせて今、コンファランスを開催するというところで予定をしておりますので、この中でもいろいろ議論をしていきたいというふうに思っております。

続きまして三つ目、運営グループ各作業部会による今年、それから今後の活動計画について報告がございました。詳細は時間の都合上、省略させていただきますけれども、一つ目の基盤整備作業部会、IDワーキンググループでございますけれども、これについては今現在、特にいわゆる中小型炉、SMRの規制について、それぞれ各国からどのような取組が行われているのかというのがプレゼンがありまして、非常に有意義な意見交換というものがあつたかと思っております。

それから二番目、燃料供給サービス作業部会でございますけれども、これについては今現在、使用済み燃料の多国間管理と、そういうものに関する、特にファイナンスを中心とした議論というものが進められていると承知をしております。

それから三番目、需給国関係作業部会、これは日本がワーキンググループのCo-Chairをしてございますけれども、これについて今年の3月、6月にいろいろな会合で活発な活動についての報告をしております。特にこの会合においては、いわゆるサプライチェーンについての課題というものを中心に議論をしておりますので、これについての報告をさせていただきますし、来月7月に次回ワーキンググループがございますので、これについての準備状況というものを報告をさせていただきました。

また、ワーキンググループで今後どのような活動に関して行っていくのかということにつきまして、特に米国からIFNEC内、それからIFNECの活動について広く周知をするという意味でのコミュニケーションの強化というものを課題にしてはどうかという提案がありまして、具体的な活動内容について今後詰めていくというようなことがございました。

続きまして(4)番目、事務局からの連絡事項がございましたけれども、この中では特にIFNECでもウェブサイトがございますけれども、これをより積極的に活用する。具体的にはワーキンググループの資料などをウェブに上げて、どのような活動を行っているのか透明性を高めていくと。それから、IFNECの活動について受け身ではなくて、ニューズレターの発行というものを是非より積極的な活動の周知徹底というものを図っていききたいというような提案がございました。

(5)番目でございますけれども、2018年のIFNECの執行委員会、Executive

i v e C o m m i t t e e の開催についてでございますけれども、これについて日本がホストをするということで今、準備をしてございます。具体的には11月12日の週に一連の会議をほぼ4日間程度で行うということで、特に先程コンファランスと言いましたけれども、この中で先程言いましたN I C E F u t u r e も含めていろいろな意見交換というものができればなというふうに思っております。

それから、最後（6）番目、来年の執行委員会のホスト国でございますけれども、これについては中国がホスト国になることを検討しているという形で提案がございましたので、具体的には事務局との間で中国がホストをするための準備というものがなされるのではないかと承知をしてございます。

続きまして4つ目、参考でございますけれども、今回の会合におきましても、先程言いましたとおり、来年中国がホスト国をするという提案ございましたけれども、非常に多くの人数が参加をされて積極的な姿勢というものが見られたというふうに思っております。

5番目、参考として現在の参加国等々について書いてございます。また資料としてアジェンダも追加をさせていただいております。

報告については以上でございます。

（岡委員長）ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。佐野委員からお願いします。

（佐野委員）御説明ありがとうございます。

今回、組織事項、決議事項と共に有益な議論がなされたということですが、幾つか質問があります。一つは運営グループ作業部会のI D W GでSMRの規制に係る課題として、カナダ、ロシア等の取組についての議論があったということですが、具体的にもう少し教えていただきたいのと、それから2日目、規制機関の直面する課題につきいろいろなステートメントが行われたということですが、具体的にどのような課題が出されたのでしょうか。それから3番目に今年11月に日本で開催される執行委員会のテーマが「エネルギー・トランジションにおける原子力の役割」ということですが、具体的にどのような問題意識をお持ちなのかについて教えてください。

（大島参事官）ありがとうございます。何点かございましたので、順番にお答えをさせていただきます。

まず、SMRについての取組についてでございますけれども、SMRと申しましても、各国においていろいろな型の出力も含めて炉形というものの導入というものが検討されている

と承知をしてございます。特に今回、カナダにおいてはモジュール炉という形で提案をされて、今、カナダの規制当局が審査をしていますけれども、大型炉と違いますので、その部分の共通点と、それからモジュール炉特有の規制というものが、どうしてもやっぱり世界で初の試みに近いものもございまして、そういう点でのどこまで規制を強化をするのか、それから実際のメーカーさんサイドとの意見交換をどういう形でやっているのかというところについての苦勞というものがいろいろ御議論としてありました。

それから、ロシアの方は特に中心になったのはフローティング型の炉の今、開発というものが行われておりますけれども、各国非常に初めての試みですので、非常に興味深く、どういう形で運用するのかと、実際にロシアの方ではフローティング炉ですので、ロシアの領海内ではありますけれども、実際に港々を移動させているという報告がありまして、それについてどういう形で規制をしているのかとか、それから各国よく関心があったのは、公海上に出るのか出ないのかですとか、出るとなったときにはどういう規制が国内でされているのかとか、そういうところについて非常に関心が高かったので、非常に質問が多くあったということで、どちらも規制のみならずベンダーさんの参加者もおりましたので、非常に細かい議論というものがなされております。プレゼン資料は先程申しましたとおり、このウェブサイトでもオープンになると、今、準備をされていて、もうオープンになりつつありますけれども、この会合の資料もオープンになってくると思いますので、そういう意味で非常にどういう取組が行われているのかということは透明性の高い活動が期待されるなというふうに思っております。

(佐野委員) 枠組みというのはいまできているのですか。

(大島参事官) 報告によりますと、実際、物そのものはできているというところで、今、燃料を入れたか入れないかぐらいの、そのぐらいの感じだったと思いますけれども。

(佐野委員) まだ作動はしていないのでしょうか。

(大島参事官) 臨界に達したという報告は、すみません、私は聞いていないのですが、2日目も今ご説明させていただいたものが中心になっております。ほかにもケニアでありますとか、アルゼンチンという国がいわゆる新興国のところが具体的に今まで大きな炉の規制をやっていない地域に対してベンダーさんとの間でどういう形で、規制要件を当然カバーするだけではなく、実際につくっていく上での例えば品質保証の問題でありますとか、サプライチェーンをどう確保するのか、そういう課題というものが非常に多く出ていたかなという印象でございまして。

それから、最後にコンファランスの内容ですけれども、現在、事務局、それから議長とどういう形でやっていくかということも議論をしておりますけれども、実はこれ、もともとはアルゼンチンそのものがG20をやっておりましたので、そこでやってはどうかということで提案があったものが、いろいろ諸般の事情、セキュリティ上の問題などもあり、開催が延期され、今回11月に日本でやろうということで、エネルギー会合においても国エネルギーの中での原子力の役割というものの再認識をしっかりと果たすことが重要だろうと。特にどういう形で対話をしていくのかといったところは、コミュニティの中だけではなくて、一般の方々も含めてどういう対話をしていくのかというところの課題というものが非常に多く上げられていると思います。特に新興国においても、そういう課題にも直面をしている部分があると思いますので、先程言いましたように、日本もNICE Futureということで、今、いろいろ活動の先頭に立ってやっておりますので、こちらの紹介も含めてできないかなということで、鋭意プログラムの中身を詰めているというところでございます。

(佐野委員) 日本で開かれる11月の会合からは非政府組織が参加するわけですね。

(大島参事官) ここはこの議論をして、もしも11月の会合でオーケーになれば次ということになりますので、オブザーバーに準じた形での参加はもちろんあるとは思いますが、正式にオブザーバーの形になるのは、その次の会以降にならざるを得ないと思います。承認できるのがEC会合で承認をしてからになりますので、実際にはその次以降になると思います。

(佐野委員) それから残りの質問についてはどうですか。

(大島参事官) すみません、抜いてしまいました。実はこの会合にIAEAの基準をつくっているところからも担当の方が来て、特にIAEAで私も実は昔、携わったのですけれども、発電炉の特にコンストラクションの部分についてのガイダンスという非常に大部にわたるものをつくっているのです。それを示した上で、こういうIAEAそのものはガイドラインをつくっているとか、その中でIFNECが具体的にどういう形でサポートができるのかとか、情報交換というもの、IFNECの特に大きな活動は、いわゆるベンダーさんが同じ立ち位置に立って議論をするというのが一つの特徴でございますので、そういう中でいろいろコミュニケーションのみならず情報交換というものについて、どういう形でIFNECもサポートできるのかというところについては非常に活発な御意見が出ていたかなという印象でございます。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) 御説明ありがとうございました。

よく全体像は分かったのですけれども、I F N E Cの全体像というか歴史的なところを考えますと、27年にOECD/NEAに事務局が移ってから、それから参加国なのですが、正式な、27年、28年と正式な参加国は20か国だったのです。昨年アルゼンチンが議長国になってから15か国と減っているのですけれども、それはどういう理由なのですか。

(大島参事官) 参加メンバーそのもの、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、参加登録、つまり正式登録をされているという国については一定程度の参加、減っているわけではないのですけれども、今回の会合だけで言いますと、どうしても実際に人が来て参加をするというところの、いわゆる積極的な参加というところがどうなのかというのは、実はこの会合でも話題になりまして、登録だけして、言い方は悪いですが、実際には全然参加していないという国をどういう形で掘り起こすのかということについてもっと議論しなければいけないのではないかと、全体のワーキンググループでもコミュニケーションというのが課題の一つに挙げられ、ここの意図するところは一つはもちろん外のコミュニティとの対話もありますけれども、I F N E Cの中の活動について、より積極的に知ってもらって各国がしっかり参加をしてもらおうと。それから実はOECD/NEAに事務局持っていましたので、それに伴いまして、この活動の資金、当初はアメリカがホストをしておりまして、アメリカでほとんど全て抱えていたわけですが、今はOECD/NEAに持っていきましたので、各国からの拠出金で活動するという形になっております。ですので少しずつでも正式の参加国からの拠出金をお願いもしたいですし、オブザーバーというのなるべく積極的に参加をしていただいて、最終的には正式メンバーになっていただくという活動をしていかないといけないと。そういう意味でより分かりやすく透明性のある、又は柔軟性のある組織にしていきたいということで、今回、アクションプランの変更というものもございましたけれども、そういうものを議長も中心となって、どういう形でよりI F N E Cの活動を大きくしていくのかということについて、問題意識を持って今、取り組んでいるというところでございます。

(中西委員) ほかのところとよく比較できないのですけれども、34か国中メンバー国15か国というのは半分以下で少ないかなという気がしました。それから、ホスト国も、前はフランスだったのですけれども、今度は日本、それから次は中国と変わっていること、それからあと議長・副議長国がふえましたよね。前まで3か国だったのが4か国と。それはやはり活性化をしたいということになるのでしょうか。

(大島参事官) 執行委員会のホストは各国持ち回りという形のこれはもともとルールがございましたので、そういう意味で順番にやっているという形です。これそのものに大きな意味合いはないのですけれども、やはり実際中を見ていて、特に一番活動しているところはワーキンググループレベルですので、こういうところによりいろいろな国から参加をしていただくということも考えていますし、実際11月の会合も例えば招待状、やはり日本まで来るといのはお金の問題とか時間の問題も各国あると思いますので、その場合には例えば在京の大使館にも声をかけて参加を募るとか、そういう工夫はないのかなということで今、事務局とも話をしたりしています。

(中西委員) 伺いたかったのは、今年から今回から副議長国4か国になったのは何か意味があるのかなと思ったのですが、これは活動を広げたいということですか。

(大島参事官) はい、参加者を広げたいということです。

(中西委員) それからあと、前の27年、28年は結構財政的などころの議論が多かったのですが、だんだん、今回は報告だけに終わっていますし、議題の中心がだんだんほかの方に移ってきたということでしょうか、SMRの話とか。動きがちょっと分からないので教えてください。

(大島参事官) そうです。一つ大きな問題だったのは、先程言いましたように、もともとこれ I F N E C というのはアメリカが G N E P という活動から始めてずっとホストをしていたのを、O E C D / N E A に事務局を持って行って拠出金で活動をするということで、各国がより主体的になるためにはその拠出金をどういうふうにするのかとか、財政面でどう安定させるのかというのを課題がありましたので、そういう意味では二、三年前は特にやっぱりどうしてもそういう部分に焦点が当たっていたと。今はやはり非常にサブスタンスの方に目が向いているということだと思います。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

二つ質問があって、一つは2ページの上の方に、非政府組織の参加を期待すると書いてあって、いろんな非政府組織があると思うのですけれども、この辺りはどんな感じのイメージがあるのでしょうか。

(大島参事官) 何でも入れるということではないということではあると思っておりますけれども、今現在、非政府組織として一つ挙がっているのは W N A とかそういうところは見ますけれども、実はここについてもこの会合の中で、非政府組織としてどういうところを入れるのかと

ということについてはもう少し慎重に検討してはどうかという意見がございましたので、事務局サイドはWNA程度しか出てきていなくて、これから具体的な議論になるのかなというふうに考えております。

(岡委員長) もう一つは丸田補佐、おいでになっているのですが、その下を書いてあるNICE Future initiativeというのですか、この辺りの紹介というのはちょっとしていただけるとありがたいのですけれども。

(丸田課長補佐) ありがとうございます。

NICE Future initiative自体、5月24日にコペンハーゲンの方でCEMというクリーン・エネルギー・ミニストリアル、メインはもともと再エネとか原子力以外の活動を中心にやっているところなのですけれども、各国の閣僚級が参加する会合でして、これ10年ぐらいやっているのですけれども、この中で原子力に関するワーキングを立ち上げられないかということで日本とアメリカとカナダがもともと発起人というか、声掛け人というか、いうので1年間準備をして、今回こういうイニシアチブを立ち上げたということになっております。

参加国としては、もちろん日米加と主体的に動いたところ以外にも、イギリスとかここに書いてあるような原子力に関心を持っている国を中心に参加をしていると。ついでに申し上げますと、原子力の新しいイニシアチブを立ち上げるということで、日本が参加した基本的な考え方なのですけれども、エネ庁というか原子力政策を預かる立場としても、やっぱり世界の潮流というのをちゃんと見ておかないといけないなという問題意識は常に持っているのです。特に原子力の人たちだけで原子力の話をしているというだけではなくて、特にCEMというのはクリーンエネルギー全体を議論する場なので、正に僕も準備会合にも参加させていただきましたけれども、出てくる人は原子力に余り詳しくない人たち。そういう意味では、批判的な意見も率直に言ってもらえる場だというふうに認識をしまして、逆に厳しいことも言われるのですけれども、だからこそ割としっかりとした議論ができる部分もあるので、これは是非やった方がいいのではないかとということで参加をすること、というか立ち上げることを進めてまいりました。

(岡委員長) ありがとうございます。

最後は私の意見というか見方なのですが、私はルーマニアであったIFNECに行ったことがありまして、ちょうどそのときはファイナンス問題をやっておりました。世界、途上国、新興国も含めて原子力発電所を作っていく場合に、ファイナンスの問題は非常に大きな問題

で、結局理解したところは、民間というか、世界銀行を含めてですが、原子力に必要なファイナンスは非常に巨大で、なかなか受けていただけないという課題があります。民間の投資は国によっていろいろなものがあると思いますけれども、それが満たせないとなかなかというところが、特に日本とか米国とかが新興国で原子力発電所をつくらうとする時に課題です。そのときの I F N E C の会合でもある新興国が何とかならないかと頑張ったりして、大分まとめるのに苦労したところがあるのですが、結局それはリスクをどうとるか、そういう話になるので、ここが一つの大きな課題かなと。

もう一つは、これも私の意見みたいなものなのですが、原子力発電所をつくる時に、皆さん原子炉の話ばかりしているけれども、これはちょっと違うのではないかと考えています。問題は建設遅延問題ですね。これは土木建設の問題ですね。米国で遅れた二つの理由のうちの一つは建設管理の問題です。それから、フィンランドで遅れているのも決して原子炉の問題だけではなくて、全体のマネジメントの問題ということで、土木建築の問題がすごく大きいなと。U A E で韓国は非常にうまくやっていますけれども、ちょっと私の感じで申し訳ないのですが、韓国は実際自分たちが出稼ぎ労働者として中東に行っていた時代から非常に経験があって、それが今の韓国は逆の立場になって、いろいろなものを中東でつくと。現代建設も含めていろいろなものをつくと。U A E では少し遅延しましたがあまり遅延しなかった。建設が非常にうまくいっているということです。原子力発電所の途上国の新規建設を考えると二つ課題があって、一つはファイナンス。もう一つは土木工事の問題。もう一つ言えば、規制との関係というのがあるって、格納容器の規制なんか福島事故があったので厳しくなったりしたようですけれども、何かあると遅延して損失が拡大する。それで、特に土木工事の問題は非常に重要な問題だというふうに、皆さん認識された方がいいと私自身も最近理解したところです。これは意見ですけれども。

このことは実際は難しく、それぞれの国のローカルルールもございますし、労働のローカルルールもございますし、実際例えばU A E で働いている方々は決してU E A の方々ではなくて、周辺国から来た方々です。韓国で原発の建設をやっていた方を連れて行って監督させたと聞きました。言葉も分からないのに、どうやってやったのだとおもいますが。その辺りのノウハウまで含めて非常に理屈を越えた経験の部分があるのだと思います。そういうところが私は理解しているところです。皆さん直ぐ原子炉の話ばかりしますが、もちろん原子炉のつくり方のところで何とかするというのは、あると思いますけれども。投資の制約とつくる話です。

日本はそういう海外での土木工事経験は余りないのだと思うのですけれども、彼らの場合はそれが大きいなど。いずれにしても建設遅延があると大きなリスクになるなどということを感じました。ちょっと意見ですけれども。

それでは、ほかに何かございますか。

(佐野委員) 追加で質問よろしいですか。

先程のSMRについてカナダとロシアの取組について若干詳細に頂いたのですけれども、米中、特に中もフローティング炉をかなり前から言っていますが、米中辺りから何か発言がありましたですか。

(大島参事官) 米国は私が出ている場では特になく、中国の方は今、やっている建設中のものについて簡単な説明はございましたけれども、余りそういう意味では、SMRについてという意味では特に私がいた場ではなかったというところです。

(佐野委員) それからもう一つ、CEMは、基本的には再生可能エネルギーのフレームワークだと思うのですが、CEMのメンバーというのは主にヨーロッパですか。北米なんかも入っているのですか。

(丸田課長補佐) もちろん北米も入っていますし、基本的に国際機関に参加しているような主要な国が大体入っていると。

(佐野委員) 何か国ぐらいですか。

(丸田課長補佐) 二十何か国だったと思いますが、ただCEMのメンバーが全員このイニシアチブに参加するとか同意するという必要はなくて、その中でボランタリーに参加する。イニシアチブ自体は、そのCEMに参加していない国も入れるというふうになっています。

(佐野委員) これ、韓国も入っていますよね。

(丸田課長補佐) 入っています。

(佐野委員) その中で原子力に関する新たなイニシアチブというのは、具体的にはどういうことを提案されているのですか。

(丸田課長補佐) もともと日米加で話をしているので、これから今回参加を表明された国であるとか、もともと韓国はまだ参加していないのですけれども関心は持っていて、もうちょっと話を聞きたいというような、これからふえてくるところもあるので、やるテーマ自体は人がふえてくれば、これもやりたい、あれもやりたいという話になってくるのですけれども、一応僕らが提案している内容としては、そもそもクリーンエネルギーとしての原子力の意義みたいなものを各国でちゃんとシェアするという話であるとか、あとは再エネとの共存、つ

まりクリーンエネルギーの中で再エネという選択肢と原子力という選択肢がどうコラボレーションしていくのかという議論であるとか、あるいはそもそも原子力のただ発電するというだけではなくて、熱利用とか新しい利用の仕方、あとはお話がありましたけれどもSMRとかこれから導入する国の小さい方がいいとか、多様なニーズをどう受け止めていくのかみたいな新しい議論をできないかというようなことを提案側（がわ）からはしています。

（佐野委員） 次の会合はいつですか。

（丸田課長補佐） CEM自体は毎年1年に1回のもので、恐らく来年5月か6月ぐらいのタイミングで本番の会合があると。それに向けた準備会合を年明けぐらいに恐らくやるのではないかなと。

（佐野委員） 場所はどこですか。

（丸田課長補佐） 次回はたしかカナダだったと思います。

（佐野委員） ありがとうございます。

（岡委員長） そのほかございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、次、議題2について事務局から説明をお願いします。

（林参事官） それでは、説明者の交代をお願いします。議題2でございます。議題2は四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可（答申）でございます。

本件につきましては、前回の定例会で原子力規制庁より諮問の説明を受けたところでございます。本日は事務局から答申（案）について御説明をいたします。

（佐久間参事官補佐） 事務局の方から説明させていただきます。

今回、四国電力の伊方発電所の3号の所内常設直流電源設備の設置の設置許可に対する規制委員会からの答申ということになります。

資料番号の第2号をご覧ください。四国電力伊方発電所発電用原子炉設置変更許可についてということで、平成30年5月30日付、原規規発第1805302号をもって意見照会のあった表記の件に係る原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する法43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については別紙のとおりです。

本申請については、発電用原子炉の使用の目的が商業発電用のためであること。

使用済み燃料については再処理等拠出金法に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内最終事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理をすること。

海外において再処理を行われる場合は、再処理等抛出金法のもとで、我が国の原子力平和利用に関する協力のための協定に締結している国の再処理事業者において実施する。海外再処理において得られるプルトニウムは国内に持ち帰る。再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは政府の承認を受けることなど、諸点についてはその妥当性が確認されていること。

加えて我が国では当該発電用原子炉を対象に含めた保障措置活動を通じて国内全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を I A E A から得られていること。また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該発電用原子炉が平和の目的以外に使用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当であるということになります。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 私はこれで結構でございます。

(中西委員) 私もこれでいいと思います。

(岡委員長) 私も意見はありません。

それでは、御異議ないようですので、案のとおり答申するというところでよろしいでしょうか。それでは、そういたします。ありがとうございました。

(佐久間参事官補佐) ありがとうございます。

(岡委員長) 議題 2 は以上でございます。

議題 3、事務局からお願いします。

(林参事官) 議題 3、その他でございます。今後の会議予定について案内いたします。

次回第 2 2 回原子力委員会の開催につきましては、6 月 2 6 日火曜日 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 3 0 分、開催場所は中央合同庁舎 8 号館、この庁舎の 4 階の 4 0 9、4 1 0 会議室で、場所がいつもとは違いますので御注意ください。議題については調整中でございますので後日、原子力委員会のホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか委員から何か御発言ございますでしょうか。

それでは御発言ないようですので、本日の委員会はこれで終わります。ありがとうございます。

ました。